

企業の刑事責任論の新展開

——企業（法人）処罰立法論の検討——

川崎友巳

一はじめに

- 二 わが国の企業（法人）処罰立法論の現状と課題
- 三 アメリカ合衆国連邦裁判例の動向
- 四 アメリカ合衆国の新しい帰責モデル論
- 五 わが国のおいしい企業（法人）処罰立法論の検討
- 六 むすび

一はじめに

わが国において、企業の刑事責任に関する問題は、「法人処罰論」として古くから論じられてきた。ただし、そこでの主たる関心は、法人の犯罪能力の有無という観念的な問題や法人の刑事責任の性質という両罰規定解釈論につい

ての問題に限られていた。ところが、一九七〇年代に入り、わが国でも、公害や薬害などの企業犯罪への社会的な関心が高まり、これを効果的に規制する必要性が強まるにつれて、現行の法人処罰規定の問題性が強く意識されるようになり、新しい立法を念頭においた法人処罰論の展開される機会が増えていった。⁽¹⁾とりわけ、一九七六年六月に、法制審議会の刑法改正に関する検討結果を受けて、法務省が、法人処罰規定を「さらに検討を続けるべき事項」と表明し、刑事局に設置した法人処罰に関する小委員会の検討結果がまとめられると、この検討結果に対する評価を含めて、法人処罰立法に関する本格的な議論が繰り広げられた。⁽²⁾

しかし、その後、個々の法令を新設または改正する際に両罰規定を盛り込むことによって、ある程度、企業活動の抱括的な刑事規制が図られると、立法論への関心は急速に弱まり、さらに、一九九一年に法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会が達した「現行の両罰規定においても違反行為者と法人業務主の罰金刑の多額の連動を切り離すこと⁽³⁾は可能」との結論を同部会が了承したことを受け、独占禁止法、証券取引法、不正競争防止法、著作権法などの法人に対する罰金額の多額が一億円ないし五億円に引き上げられたため、法人処罰について立法的な手当てを緊急に施す必要性はいよいよ低下した。⁽⁴⁾だが、こうした対応は、従来の法人処罰規定の抱えていた本質的な問題点の抜本的な解決を目指したものではなく、むしろ延命のための应急措置であつた感は否めない。とくに、法人への刑事责任の帰責根柢については、一連の対応によつて、矛盾が増大した印象すらおぼえる。⁽⁵⁾したがつて、こうした矛盾を解消し、企業法人に対して、社会的な影響力に見合つた刑事责任を適正に問うことの意義は、決して小さくない。そして、そのためには、現行の両罰規定の解釈論にとどまらず、新しい立法を手当する必要性が高いものと思われる。

他方、近時、わが国の法人処罰論の問題関心に変化が見られる。すなわち、従来の議論では、法的な権利・義務の主体である法人の刑事責任を認めるることはできるのかという点に主眼がおかれていたのに対し、最近では、大規模で複雑な構造をもつ企業組織体の刑事責任をどのように問えばいいのかという点に関心が向けられているのである。⁽⁶⁾

「法人」の刑事責任から「企業」の刑事責任への関心の変化と表することができよう。このため、かつては、自然人を対象に構築されてきた刑法上の諸原則や犯罪論体系を法人にあてはめることができることができるかが問われ、自然人と法人の共通点にばかり目が向けられていたが、今日では、企業の安全管理システムや組織構造など、自然人には還元できない企業固有の性質が注目を集めつつあり、こうした企業固有の性質を、企業の刑事責任に反映させる必要性が唱えられている。⁽⁷⁾

さまざまな矛盾を抱えた現行の法人処罰規定を抜本的に見直し、その見直しに当たっては、企業固有の性質を考慮する可能性を探る。これが、企業の刑事責任論の今日的な課題である。本稿は、この課題に真正面から取り組みたい。そこで、以下では、まず従来のわが国の法人処罰立法論を整理し、その限界を指摘とともに、新しい立法論において、なぜ「システム」や「組織構造」といった企業固有の性質を考慮する必要性があるのかを考えたい。そして、次に、本稿と同様の問題意識から、企業の刑事責任について新しい展開がみられるアメリカ合衆国の動向を判例と学説に分けて、整理したい。以上の考察をふまえて、わが国における企業の刑事責任の新しい立法論について若干の検討を加え、具体的なモデルの提示を試みたい。

二 わが国の企業（法人）処罰立法論の現状と課題

一 従来の立法論における帰責原理

(1) 同一視原理　これまでに提唱されてきた立法論を整理してみると、表現はさまざまであつたが、結局わが国では、企業への刑事責任の帰責原理として、主に二つの見解が主張されてきたことが分かる。一つは、同一視原理であり、他は、企業組織体責任論である。⁽⁸⁾このうち今日の多数説である同一視原理では、企業と同一視が可能な地位にある自然人の行為責任から企業の刑事責任を導くことが主張された。⁽⁹⁾したがって、この帰責原理では、企業の機関・代表者（代表取締役・取締役会・監査役会・株主総会）の故意・過失行為については、企業の行為責任が問われることになる。ただし、こうした行為責任に加えて、末端の従業者の故意・過失行為に対する機関の監督責任から、企業の監督責任を導くことも認めるべきかという点に関しては、同一視原理を支持する見解の内部で意見が分かれている。⁽¹⁰⁾否定説は、以下のような根拠をあげ、行為責任一元化を支持する。⁽¹¹⁾①一般的の刑法犯に比べて要件が緩やかな新しい過失犯を刑法典の領域に持ち込むことになる。⁽¹²⁾②行為責任と監督責任の区別は容易でない。⁽¹³⁾③現実には、中小企業に行行為責任、大企業に監督責任を課すことになり、両者の法定刑に差を設けると、中小企業に酷な結果になり、差を設けなければ、責任主義の観点から問題が生じる。⁽¹⁴⁾④間接正犯、不真正不作為犯、帮助犯などとして対応すれば、行為責任のみで適正な処罰範囲を取り込むことができる。⁽¹⁵⁾これに対して、肯定説は、企業の行為責任と把握できない場合にも、企業の統率下にある従業者の違法行為により、企業自身に利益が生じるのであるから、企業に監督責任を

問うことは適切であると説く。⁽¹⁶⁾

また、同一視原理を支持する見解の中には、機関のみを企業と同一視可能な存在と解したのでは、企業の行為責任が問われる範囲が限定され、適正に企業の刑事責任を問うことが難しいとして、一定の中間管理者の行為も、企業の行為として同一視する見解が有力に唱えられている。⁽¹⁷⁾しかし、こうした見解に対しては、機関以外の行為は、法人にとって、法的には他人の行為であり、これを企業に帰属することは、無過失転嫁責任（他人の行為に対する責任）を認めることになり、責任主義に反するとの批判がある。⁽¹⁸⁾

(2) 企業組織体責任論 これに対して、企業組織体責任論では、「法人が個々の構成員を超えた社会的実在であり、その組織体としての活動があることは前法律的な社会的現実である」ことを根拠に、代表者の行為はもとより、上級管理者や末端の従業者の行為も、企業体の組織活動を分担するものであるかぎり、企業体そのものの行為とされてからえられるべきと説く。⁽¹⁹⁾そして、こうした理論によつて、自然人行為者を特定できないケースでも、企業内の誰かが違反行為を実行したことが明らかであれば、企業体の組織活動を実態に即して全一体的にとらえて可罰的であるとすることができると主張されるのである。

企業組織体責任論は、自然人行為者が特定できないケースについて企業法人を処罰できないという従来の法人処罰論の限界を、すでに二五年以上も前に指摘し、その克服を目指したものとして、高く評価されるべきである。しかし、同時に、この見解に対しても、末端の従業者が違反行為を実行した場合や違反行為者の特定できない場合も、企業の行為責任として把握すること、企業の過失を危惧感説で把握することなどから、企業の行為として把握する範囲が無

限定となり、結果責任を問うに等しいのではないかとの批判がなされており⁽²⁰⁾、こうした批判も、やはり的を射ていると言えよう。

二 企業の刑事責任論の今日的課題

(1) 従来の議論の整理 ここで改めて考えると、同一視原理と企業組織体責任論はこれまで対立する主張のよう
に解されてきたが⁽²¹⁾、企業内の一定の自然人の意思や行為を企業自体の意思や行為として把握し、これに対しても企業に
非難を加えようとする点では共通している。つまり、企業の刑事責任を認定する前提として、自然人行為者の特定を
要求する点では、両説に差異はなく、特定されるべき自然人を代表者（および一定の上級管理者）に限定するのか、
あるいは末端の従業者（または企業内の誰か）まで広く認めるかという点が異なるに過ぎない。言い換えれば、企業
組織体責任論は、同一視原理と同様に、自然人を媒介とするアプローチに含まれ、そうしたアプローチの中で、最も
要件を緩和した見解であると理解すべきなのである。

(2) 従来の企業（法人）処罰立法論の問題点 こうした理解を前提にすると、両説に共通した本質的な問題が浮
かび上がってくる。すなわち、企業に刑事責任を課す条件として、違反行為者の特定を要求すれば、たとえ企業活動
に関連して違反行為が行われ、法益侵害が発生したことが明白なケースにおいても、違反行為者が特定できない限り、
企業の刑事責任を問うことなどきれないということになる。また、企業活動に関連して発生した法益侵害には、その原
因が、特定の従業者の違反行為にではなく、企業の安全管理システムの不備や組織構造上の欠陥に見出されるケース

も考えられる。こうしたケースにおいても、現行法上は、特定すべき違反行為者が、そもそも存在しないので、企業の刑事責任は問えないということになる。

しかし、これらのケースについて、企業は法益侵害の発生を防げなかつたのかと言えば、そうとは限らない。違反行為者の特定できない場合や違反行為者が存在しない場合にも、企業に対しては、法令を遵守するための組織的取り組みを要求し、これに応えられない点を刑法的に非難する余地は十分にあり得るからである。社会的には、そうした場合にも、企業に刑事責任を問うことが強く求められているのではないだろうか。そうした要請に応えられない点で従来の立法論には本質的な問題が残されているといえよう。

同様の問題意識は、企業の刑事責任を積極的に問う姿勢が貫かれてきたアメリカ合衆国でもみられる。アメリカ合衆国では、代位責任の法理の下で、違反行為者の特定を前提として、企業に刑事責任が帰属されてきた。しかし、こうした帰責モデルでは、前述したような違反行為者が特定できないケースや違反行為者が存在しないケースについて、企業の刑事責任を問えないことになり、妥当でないと問題意識が強まり、判例において対策が講じられるとともに、学説上、新しい企業への帰責モデルが活発に議論されるようになった。こうした動向を考察することは、わが国の企業の刑事責任に関する立法論の発展に資するところが少なくないものと思われる。そこで、次に、企業の刑事責任における違法行為者の特定という要件の克服をめざしたアメリカ合衆国の動向を見ていくことしたい。

三 アメリカ合衆国連邦裁判例の動向

一 代位責任の法理の概要と限界

(1) 代位責任の法理の概要 アメリカ合衆国の連邦レヴエルでは、企業法人の活動を効果的に規制する行政取締り上の強い要請を背景に、代位責任の法理の下で積極的に企業の刑事責任が問われてきた。この法理は、不法行為の領域で発展した上級者責任の法理を刑法に適用したもので、企業は雇用主であることを根拠に、従業者の違法行為に対する無過失転嫁責任を帰せられる。連邦裁判所判例が採用する企業の代位責任の具体的要件は次の二点である。⁽²²⁾ ① 違法行為者が企業の代理人または従業者であること。②代理人または従業者の違法行為が自らの職務または権限の範囲内で実行されたこと。⁽²³⁾ ③代理人または従業者の違法行為が、企業のために実行されたこと。この代位責任の法理は、一九〇八年のニューヨーク・セントラル&ハドソンリバー鉄道社ケース連邦最高裁判所判決で示されて以来、基本的には今日まで踏襲されてきた。

今日、こうした代位責任の法理が適用される犯罪の範囲はきわめて広い。二〇世紀初頭までは、企業にメンズ・レア（主観的犯罪成立要件）を形成する能力がないことを根拠に、メンズ・レアを要件としない犯罪に限って企業に刑事责任を課すことが認められていた。しかし、代位責任の法理の採用後は、企業のメンズ・レア形成能力を問題にするまでもなく、多様な犯罪類型について企業に刑事责任を課すことが可能になった。現在では、①企業の性質上実行できない犯罪と②法定刑に自由刑と死刑しか規定されていない犯罪を除いて、あらゆる犯罪類型に企業の刑事责任を

問う可能性が認められているのである。⁽²⁴⁾

(2) 代位責任の法理の限界　このように連邦レヴエルの判例は、従来より企業に刑事責任を積極的に問う姿勢を貫いてきた。しかし、企業活動の刑事規制が実際に展開されていく中で、こうした従来の判例の姿勢について、見逃すことのできない問題点が明らかになっていった。すなわち、企業組織が大規模化し、その活動が複雑化するにつれ、違法行為者を特定することが困難なケースが存在することが意識されるようになってきたのである。こうしたケースに対して、現行の代位責任の法理では、企業に刑事責任を問えない可能性が残る。しかし、このようなケースについて、企業の刑事責任を問えないのでは、刑事規制の必要性が最も高い大企業の違法活動に対しても刑法を適用できまいことになり妥当でない。そこで、連邦レヴエルの判例では、代位責任の法理を前提としながらも、違法行為者の特定が困難なケースについて、一定程度、企業に刑事責任を問う試みが模索されるようになった。

二 行為者特定の要件の緩和

(1) 客観的犯罪成立要件の緩和　違法行為者の特定が困難なケースについて、企業の刑事責任を認めるための連邦裁判例の試みの一つとして、同一の犯罪について代理人が不起訴または無罪とされた場合にも、企業を有罪とすることができるとした判決をあげることができよう。⁽²⁵⁾また、企業の責任を認定するためには、代理人のうちの誰かが犯罪行為を実行したことを証明すれば足りるとした判例もみられる。⁽²⁶⁾さらに、複数の代理人の行為の異なる犯罪成立要件を結合させることによって一つの犯罪を成立させ、企業を有罪とするアプローチもこの傾向を示す端的な例とされ

る。⁽²⁷⁾ここでは、企業は自然人の集合体として捉えられている。これらの判例によつて、代位責任の法理のもとで要件とされてきた自然人行為者の特定が不要とされ、企業の刑事責任の認定がより簡易化されてきたのである。

(2) 主観的犯罪成立要件の緩和（集合的認識の理論の台頭）⁽²⁸⁾さらに主観的犯罪成立要件についても、いくつか

の連邦裁判例は、企業の犯罪意図は従業員の犯罪意図が証明されない場合にも充足され得るとしている。つまり、たとえ犯罪意図を形成する十分な情報を一人の従業者が認識していなくても、複数の従業者の断片的な情報を集めるこ⁽²⁹⁾とによって全体として一個の犯罪意図を形成するに足る認識（集合的認識 [collective knowledge]）の存在を認め、メンズ・レアを要件とする犯罪について企業に刑事責任を課すことが可能とされるのである。当初、こうした集合的認識の理論は、州際通商法（Interstate Commerce Act）11121条違反に限定して適用されていたといわれる。⁽³⁰⁾しかし、大規模で、複雑な組織構造からなる今日の企業組織に対して、適正な刑事責任を問うために、こうした理論を広く採用する必要性が認められるようになり、メンズ・レアを要件とするさまざまな犯罪について、集合的認識の存在を根拠に企業の刑事責任が認められるようになつていった。

集合的認識が肯定された代表的な事例として、一九七四年のTIME—DC社ケース⁽³¹⁾があげられる。本件の概要は以下の通りである。連邦高速道路管理規則は、ドライバーの運転能力が低下している場合の自動車の運転を禁止していた。このため運送業を営む被告企業のTIME—DC社は、従業者であるドライバーが病気の場合、医師の診断を受け疾病が確認されれば有給休暇とするルールを採用していた。しかし、このルールを従業者に周知していなかつたことから、病気のため運転能力が低下していた従業者が、一度は病気のため欠勤を申し出ながら、無給となることを

おそれて勤務当番表にエントリーし、運送用トラックで高速道路を走行した。このためTIME-DC社は、連邦高速道路規則違反の輕罪で起訴された。TIME-DC社は、同社にはドライバーが病氣でありながら運転を行つたという認識がなく、したがつて連邦高速道路管理規則を認識をもつて違反することもできないとして無罪を主張した。

これに対して、ワシントン特別区連邦地方裁判所は、TIME-DC社内に、病氣による欠勤の連絡を受けた者と勤務表へのエントリーを受けた者がいる限り、たとえ両者が別人であつたとしても、企業には、連邦規則違反の認識があつたといえると判示し、TIME-DC社に有罪を言い渡した。⁽³²⁾

同様の判断は、一九八七年のニューイングランド銀行ケースにおいても下された。本件では、被告企業であるニューイングランド銀行が、それぞれは少額の複数の小切手を使用した顧客による総額一万ドル以上の取引を報告しなかつたために、一万ドル以上の取引の報告を義務づけた通貨取扱報告法 (Currency Transaction Reporting Act) に違反したとして重罪で起訴された。これに対して、ニューイングランド銀行は、当該取引のすべてを把握していた者がおらず、犯罪の認識は形成不可能であつたとして無罪を主張した。第一審のマサチューセッツ連邦地方裁判所は、陪審への説示において、「銀行を一つのシステムとみることができ、従業者全員の認識の総和が銀行の認識である」と述べ、この説示に基づき同銀行に有罪の評決が下された。この説示の適否を判断するにあたり、控訴審である第一次巡回区控訴裁判所は、企業の刑事責任の認定にあたっては、集合的認識の適用を認めた説示は適切であるとして次のように述べた。「企業は、実際には、より小さな構成単位によつて運営されるため、企業全体としての認識は分割され、具体的な義務も細分化されることになる」。⁽³³⁾ したがつて、一つの部署や一個人は、企業の他の単位の活動を把握

していないことがあり得る。「銀行は、他の全ての大企業と同様に構造上細分化されており、その刑事責任を認定するにあたっては、集合的認識の説示は、適切なだけでなく必要である」。⁽³⁴⁾

(3) 連邦裁判例の限界

こうした犯罪の実行行為者を特定せずに企業に責任を帰属するアプローチには多くの批判がある。まず、代理人を不起訴または無罪としながら企業のみに刑事責任を負担させる点について、このような方法は安易な司法取引を招くとの指摘がなされる。⁽³⁵⁾ また、異なる行為者の犯罪構成要素の結合についても、アクトウス・レウスの一部としての行為とメンズ・レアの原則に反するとされる。⁽³⁶⁾ さらに、集合的認識の理論は、「メンズ・レアの原則に反し、刑法に企業の過度な擬人化傾向を持ち込むものである」、「すでに代位責任の法理から乖離している」などといった批判が存在する。しかし、連邦裁判例は、従来の代位責任の法理が前提としていた違法行為者の特定という要件を緩和することによって、それまで以上に積極的に、企業の刑事責任を問う道を開いた点を重視しており、集合的認識の理論を控える兆しは見られない。⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾

これに対して、近時の学説においては、こうした行為者特定の要件の緩和によつても解決しない問題点の存在が指摘され、新しい企業の刑事責任の帰責モデルを模索する動きが活発化しており、注目に値する。すなわち、集合的認識の理論などを採用することで違法行為者の具体的な特定を必要としないアプローチに依つたとしても、代位責任の法理を前提とする限り、企業の刑事責任を認定するためには、企業内の違法行為者の存在が前提とされている。集合的認識の理論は、この要件を最大限緩和したものに過ぎない。しかし、自然人を媒介とするという前提を維持しながら、違法行為者の特定を必要としないというアプローチは、責任主義に反する疑いが強いと指摘されている。また、

企業活動に関連して法益侵害が生じた場合、その原因が代理人や従業者の違法行為ではなく、企業の安全管理システムの不備や組織構造上の欠陥に求められるケースがあり得るが、こうしたケースに対しても、現行の代位責任の法理では、たとえ集合的認識の理論を採用したとしても、企業に刑事責任を問えない可能性が残り妥当でないとされるのである。さらに、現行の法理では、企業は、安全管理システムを整備しても、ひとたび従業者によって違法行為が行われれば、刑事責任を問われる点も、企業の犯罪防止の意欲をそぐことになると批判されている。⁽⁴⁰⁾ 従来の企業の刑事責任論は、自然人を対象に構築されてきた刑法上の諸原則を企業にあてはめようとするあまり、自然人と企業の共通点にばかり関心が集まり、企業の実態が反映されていないと指摘するのである。

四 アメリカ合衆国の新しい帰責モデル論

一 新しい帰責モデルの模索

(1) 新しい帰責モデルの台頭 こうした従来の判例への批判をふまえ、学説上、新しい企業の刑事責任の帰責モデルを提示し、その中で、企業固有の性質（とりわけ組織体としての性質）を考慮しようとする試みが有力化しつつある。⁽⁴¹⁾ もっとも、こうした新しい帰責モデルの試みには、多様な性質のものが含まれており、必ずしも一つの提案としてまとめられるものではない。しかし、企業内の違法行為者の特定を前提としない点では共通しているといえよう。こうした新しい学説を考察することは、自然人を媒介とするアプローチの限界が明らかになったわが国の企業の刑事責任論が、新しい段階へと歩みをすすめるうえで、きわめて有益と思われる。そこで、以下では、代位責任の法理の

克服を目指した新しい企業への帰責モデルに関する学説のうち、主要なものを整理しておきたい。

(2) 予防的企業過誤モデル 代位責任の法理の問題点をふまえて提示された企業への帰責モデルのうち、比較的

古くから主張されてきたのが、予防的企業過誤 (proactive corporate fault) モデルである。予防的企業過誤モデルは、無過失転嫁責任を課す現行の代位責任の法理では、抑止と適正な応報という現代刑法の主要目的を達成することができず、企業の刑事責任を問う意味がないと指摘する。⁽⁴²⁾ そこで、代位責任の法理を前提としながらも、従業者らが違法行為を実行したとき、企業が、活動方針や活動内容において犯罪の発生を予防するための合理的な努力を十分に行つていたことを証明すれば、企業に過誤がなかつたと判断して刑事責任を帰属しないモデルが提案されたのである。⁽⁴³⁾ こでいう合理的な努力とは、①犯罪の発生を防ぐための予防策の実施と②犯罪の実行を禁止する明確で説得力のある意思表明であるとされる。具体的に、予防的過誤の存在が否定され、相当の注意の抗弁が認められるためには、取締役や経営責任者が、外部監査、法令遵守報告書の作成および定期的な内部的評価の実施に積極的に取り組まなければならぬと説かれる。予防的企業過誤モデルでは、こうした企業の活動内容や手続の合理性から、企業固有の過誤の存否を導くことに主眼がおかれている。⁽⁴⁴⁾

予防的企業過誤モデルの提案は、二〇年以上前に、その後の新しい企業への帰責モデルをめぐる活発な議論を誘発する端緒となつた。この点では、予防的企業過誤モデルの意義は今も薄れていない。⁽⁴⁵⁾ しかし、このモデルを実際に導入するには、企業の予防的過誤を立証する検察官の負担が大きすぎ、企業の刑事責任を問うことが難しくなるのではないかとの疑問が呈せられている。⁽⁴⁶⁾

(3) 応答的企業過誤モデル　　こうした予防的企業過誤モデルの問題点の克服を目指して主張されたのが、応答的企業過誤（reactive corporate fault）モデルである。このモデルは、企業のメンズ・レアは、明示または默示の活動方針によって表明されてしまうとする。このように組織的な活動方針によって示された企業のメンズ・レアは、戦略的メンズ・レア（strategic mens rea）と呼ばれ、企業の犯罪への対応が、企業の活動方針を反映しているとすれば、その対応が不十分であつたことによって、戦略的メンズ・レアの存在が認定され、企業に対する非難可能性が基礎づけられる」とになると説かれるのである。⁽⁴⁷⁾しかし、予防的企業過誤モデルに対する批判としてあげられていたように、アクトウス・レウスが実行される以前または実行された時点での企業の活動方針を検察官が立証する」とはきわめて困難で、現実的には実効性に乏しい。そこで、非難可能性は、アクトウス・レウスの実行後の事情とも関連することに着目し、犯罪のアクトウス・レウス実行前の犯罪を予防するための措置から導かれる「予防的企業メンズ・レア（proactive corporate mens rea）」だけでなく、当該犯罪が発生した後に実施された再犯防止努力から導かれる「応答的企業メンズ・レア（reactive corporate mens rea）」によっても、企業の非難可能性を基礎づけることが可能であると主張されるのである。⁽⁴⁸⁾

応答的企業過誤モデルは、従来の連邦裁判例が、代位責任の法理の下で、企業に無過失転嫁責任を課しながらも、量刑上の軽減事由として考慮してあた犯罪発生後の再発防止に向けた企業の取り組みを責任要素にまで取り込んだものであり、犯罪発生後の企業の対応という目に見える要素から企業のメンズ・レアを導くため、立証が比較的容易で

あるといえよう。したがって、このモデルが導入されれば、企業への刑事責任の帰属は飛躍的に活発化することが予想される。しかし、こうした応答的企業過誤モデルの主張に対しては、強い批判が向けられてきた。すなわち、クトゥス・レウスとの同時存在が必要とされるメンズ・レアを犯罪終了後の企業の対応から導くことは不可能であり、⁽⁵⁰⁾「犯罪後に襟を正さない」とは、当初から犯罪を意図していたことを強く推定する証拠とはならない⁽⁵¹⁾」と主張される⁽⁵²⁾のである。

(4) 企業エトス・モデル　　企業の組織構造に着目した新しい帰責モデルの提案として、企業エトス (corporate ethos)・モデルがあげられる。このモデルは、企業には、企業内の自然人とは別個に、企業そのもののアイデンティティーとしての「エトス」が存在することを前提とする。そして、こうしたエトスが、従業者の違法行為を促進する作用をもたらした場合に、企業の刑事責任を問う必要があると説くのである。エトスの内容については、犯罪予防措置や違法行為が発生した後の救済努力だけでなく、組織構造、活動方針、法令遵守のための取り組みなど多種多様なファクターが総合的に考慮され、その結果、企業に違法行為を促進するエトスの存在が永続的に認められた場合、犯罪意図 (criminal intent) が存在するとして、企業は刑事責任を問われ、こうしたエトスの存在が認められなければ、犯罪意図が存在しないとして刑事責任を問われないとされる。⁽⁵³⁾こので問題とされているのは、企業そのものの違法行為への姿勢である。したがって、違法行為を行った企業内の自然人（代表者、代理人または従業者）の特定は、企業エトス・モデルのもとでは、要件とはならない⁽⁵⁴⁾。

たしかに、自然人を媒介とせずに、企業そのものの主観的犯罪成立要件を導こうとする場合、違法行為の発生前に、

その予防のため企業がどのように取り組んでいたのか、また違法行為の発生後、企業が被害者の救済と再発防止のため、どのように取り組んでいるのかといった点だけでなく、企業の組織構造、活動方針、法令遵守の取り組みなどから、企業の規範意識を明らかにし、その欠如に対して法的非難を加えるアプローチは一定の説得力を有している。しかし、企業エトス・モデルに対しても、実際にこうしたモデルを運用するには、違法行為を促進するエトスの有無を判断する基準が必ずしも明らかでなく、どのような点が判断資料となるのかについても、なお十分に煮詰まつていないところがあるとの指摘がなされている。さらに、企業の犯罪意図を立証しようとする点は評価できるが、このモデルではその概念が変容してしまい、犯罪成立要件としてのメンズ・レアの意義も低下するとの批判もみられる。⁽⁵⁸⁾

(5) 法的構成上の企業責任モデル　法的構成上の企業責任 (constructive corporate liability) モデルは、企業の刑事責任を導くために、企業の組織構造、活動方針、意思決定プロセスなどを考慮する点では、企業エトス・モデルと共通する。こうした企業固有の要素を考慮することによって、企業の実態に即した帰責モデルを描くことができるという主張も、両モデルに共通する問題意識といえよう。しかし、企業エトス・モデルでは、メンズ・レアの要素である精神状態との対応関係が明らかにされていないことから、この点の明確化によって企業固有のメンズ・レアの確立を図ったのが、法的構成上の企業責任モデルである。⁽⁵⁹⁾

法的構成上の企業責任モデルにおいて、企業の刑事責任を導くためには、企業の違法行為の存在が前提とされ、その存在を確定したうえで、法的構成上の企業の責任が問題とされる。このうち、企業の違法行為の存在は、企業の組織規模、組織構造、意思決定プロセスなどを判断資料として、企業内の自然人の違法行為を企業自身に帰属すること

が合理的か否かという観点から判断される。そこでは、違法行為者と企業の関係が強固であるほど、企業の違法行為として認定する」とが容易になる。⁽⁶⁰⁾これに対して、法的構成上の企業責任では、当該企業が、①目的 (purpose)、②認識 (knowledge)、③無謀 (recklessness)、④過失 (negligence) という現行刑法のメンズ・レアの要素である精神状態のいずれかを行為時に有していたのかが検討される。倫理的および法的な責任にとって、非難可能性を基礎づける精神状態の存在は、必須要件であり、被告人が、企業の場合にも、自然人と同様に要求されると考えるのである。⁽⁶¹⁾ただし、目的、認識、無謀、過失という四つの要素は、純主觀的な基準によつて導く必要はない（純主觀的な基準で導くためには、企業内の特定の自然人の主觀を企業自身の主觀として同一視するほかない）。企業の場合は、同一の規模や構造を有する平均的で理性的な企業組織であれば、当該状況下において、侵害の危険性を認識したかといった観点からの検討が重要であり、かつこうした検討で足りるとされる。⁽⁶²⁾

具体的には、精神状態の四つの要素は、次のように導かれる。⁽⁶³⁾第一に、目的は、一定の予見可能な結果を惹起する願望を有しながら行為する場合であるから、①明示的もしくは默示的に、または業務を介して、違法行為を促進、奨励するような活動方針または活動内容、②法令違反を裁可または是認するような措置、③違法行為の明示的または默示的な裁可、是認、同意または支持そのものが証拠となる。第二に、認識は、当該行為が一定の結果を導くことを認識していることであるから、状況証拠から、同一の組織規模や組織構造を有する企業であれば、通常、その行為の性質を認識していたといえるかという観点から認定される。第三に、無謀は、被告人による危険の無視が、一般通常人であれば、遵守したであろう行為基準から大きく逸脱していることであるから、通常一般の企業であれば、当該状況

下でどの程度危険を認識可能であったかという観点から認定される。第四に、過失は、認識すべきであった実質的な危険を不注意に創出した場合であるから、当該状況下で、平均的な企業に期待される注意義務の基準を逸脱していたか否かという観点から認定されることになる。

このように法的構成上の企業責任モデルは、企業の精神状態を導くにあたって、企業固有の性質を考慮し、企業内の自然人を媒介とはしない。また、標準的な企業を基準とすることによって、客観的に企業のメンズ・レアを確定しようと試みる。こうしたアプローチに対しては、企業の刑事責任が、基準違反に対する責任となる点が懸念される。⁽⁶⁴⁾

(6) 三段階モデル 三段階 (Three-Prong Framework) モデルは、企業に刑事責任を課す理由として、企業のシステムそのものが犯罪行為を助長する場合があることを指摘する。⁽⁶⁵⁾ 他方で、多くのケースで、企業は、代理人や従業者などの違反行為者とともに起訴され、刑事責任を課されるが、両者の刑事責任は同一の犯罪意図の存在を前提に導かれているにもかかわらず、一方の刑事責任のみを否定する判決が下される場合があることを指摘し、こうした矛盾とも解しうる判決が示しているのは、企業の活動を完全に自然人に還元することは不可能であるということであると主張する。⁽⁶⁶⁾ このような前提に立った上で、三段階モデルは、企業の実態をふまえて、次の三つの段階に分けて企業の刑事責任の枠組みを構成することを提案する。⁽⁶⁷⁾ ①企業の活動実態や活動方針が、法令に違反しているか否か。②企業の活動実態や活動方針から、企業の代理人の法令違反を惹起することが合理的に予見可能か否か。③企業が代理人による法令違反を受け入れていたか否か。

こうした主張は、企業の組織構造の複雑さとその内部に所属する自然人の責任分担の不明確性を論じる組織体理論

(organizational theory) によつても裏付けられてゐるとされる⁽⁶⁸⁾。その意味では、企業固有の性質として、二つの段階に着目したことにも説得力を感じる。しかし、三段階モデルに対しても、具体的に適用して企業の刑事責任を認定することは、容易でなく、企業の刑事責任を問う可能性が低下するのではないかという批判が呈されている⁽⁶⁹⁾。

(7) コンプライアンス・プログラム・モデル これまでに考察してきた帰責モデルは、自然人を媒介とせず、企業固有の性質を考慮しようとする点で、従来の代位責任の法理が内包していた本質的な問題点の克服を図つたものとして高く評価できよう。しかし、その一方で、そうした新しい帰責モデルの多くが、現実に導入可能な段階に達しているかといえば、疑問が残る。基準や判断資料などについて、なお不明確な側面を有していることは否定できない。これに対して、実際の導入に耐え得るだけの明確な基準や判断資料を提示しているのがコンプライアンス・プログラム・モデルである。

このモデルは、代位責任の法理を前提としながら、たとえ企業活動に関連して違法行為が実行されたとしても、当該企業がコンプライアンス・プログラムの運用に取り組んでいた場合には、相当の注意の抗弁を認め、無過失免責すべきと説く⁽⁷⁰⁾。コンプライアンス・プログラムとは、「企業⁽⁷¹⁾」とに自主的に実施される法を遵守するためのシステム「ティックな取組み」をいう。その内容は、①法令遵守マニュアルの作成と運用、②法令遵守のための人と組織の整備、③違反行為者が発覚した場合の処理手続などである⁽⁷²⁾。コンプライアンス・プログラム・モデルは、このように相当の注意の抗弁を認めることによって、古くから責任主義の原則に反するとの批判を浴びてきた代位責任の法理の問題点を克服することが可能になると説く。他方、相当の注意の内容をコンプライアンス・プログラムとすることで、企業

固有の性質を考慮すべきという近時の学説上の要請にも応えることができると指摘する。

たしかに、企業がコンプライアンス・プログラムを適正に実施していたにもかかわらず、その代理人などによつて違法行為が実行された場合、この違法行為に対する刑事責任を企業に転嫁することには疑問が残る。また、コンプライアンス・プログラムの実施が相当の注意の抗弁となり得るのであれば、企業にコンプライアンス・プログラムの導入を働きかける強いインセンティブにもなる。⁽⁷³⁾ アメリカ合衆国では、相次ぐ企業犯罪への反省やコーポレイト・ガバナンスの一環として、コンプライアンス・プログラムの企業への導入が急速に進んでいる。こうした点をふまえれば、コンプライアンス・プログラムを企業固有の注意義務と捉え、これを適正に実施していた場合に、無過失免責を認めるこというアイデアは、他の帰責モデルに比べて実現可能性が高いように思われる。⁽⁷⁴⁾

さらに、こうした帰責モデルは、近時、判例や制定法がコンプライアンス・プログラムを考慮し始めたことから、単なる理論にとどまらず、実践的な意義を備えつつある。⁽⁷⁵⁾ たとえば、下級審判決の中には、コンプライアンス・プログラムを実施していたにもかかわらず、従業者が違法行為を行つた場合、その従業者の行為は、「法人のための行為」とは言えない、あるいは「職務の範囲内」とは言ないので、代位責任の要件を充足していないとして、法人の刑事责任を否定したものがある。⁽⁷⁶⁾ また、連邦司法省は、反トラスト法や環境法の領域において、コンプライアンス・プログラムを実施していた事実が、違法行為が発生した際に、企業を起訴するか否かを決定するための要素としてきわめて重要である旨のステートメントを公表している。さらに一九九一年に導入された「組織体に対する連邦量刑ガイドライン」では、コンプライアンス・プログラムを実施していた事実が罰金額の軽減事由とされている。⁽⁷⁷⁾ ただし、こう

した中でも連邦裁判所は、コンプライアンス・プログラムを法人固有の注意義務の内容とし、これを実施していた場合に、無過失免責を認めるべきという学説上の有力な主張を頑なに斥けている点は興味深い。そこには、企業活動の効果的な取り締まりのためには、代位責任の法理の下、企業に無過失転嫁責任を課す必要が高いという連邦裁判所の強い姿勢が窺われる。

二 新しい帰責モデル論の評価

(1) 新しい帰責モデルの意義 企業固有の性質に着目した新しい企業への帰責モデルの台頭によつて、アメリカ合衆国の企業の刑事責任に対する議論は、抜本的な見直しを迫られた。従来、企業の刑事責任は自然人を媒介として導かれることが当然の前提であり、そうした前提のうえで、効果的に企業の刑事責任を問うために、多様な見解が提示されていた。しかし、新しい帰責モデル論は、そうした従来の多様な見解が前提とする自然人を媒介として企業の刑事責任を導くアプローチの本質的な問題点を指摘し、その克服こそが、企業の刑事責任論の今日的な課題であることを宣言したのである。こうした宣言の意義は、その後のアメリカ合衆国における企業の刑事責任論の展開をみれば、一目瞭然である。近時、アメリカ合衆国では、企業固有の性質をいかなる方法で帰責原理に取り入れ、その結果として、具体的にいかなる側面を要件にすることが妥当かという切り口からの議論が活発に展開されている。さらに、こうした議論は、他国の議論にも影響を及ぼしつつある。こうした企業固有の性質を考慮に入れた帰責モデル論は、イギリス、オーストラリア、ドイツなどにおいても主張されている。

ただし、これまでの考察でも分かることおり、そうした新しい帰責モデル論は、必ずしも共通の方向を目指しているわけではなく、具体的に企業のいかなる側面を考慮すべきかという点についても、十分に明確化されていないものも見られる。その意味では、従来の企業の刑事責任論に対するアンチテーゼにとどまるとの評価も的外れとは言い切れないものである。

(2) コンプライアンス・プログラム・モデルへの期待 しかし、そうした中でも、コンプライアンス・プログラム・モデルは、企業が免責されるために尽くすべき相当の注意の内容をかなりの具体性をもつて示しているものと思われる。しかも、コンプライアンス・プログラムを適切に実施していたという事実は、企業に対する罰金刑の軽減事由や起訴猶予の事由として運用されており、無過失免責の事由としての法的効果を付与することにも理論的な障害は少ないと考えられるのである。

連邦レヴェルでは、長い間代位責任の法理が採用され企業に無過失転嫁責任が帰属されてきた。しかし、こうした行政取り締まり上の必要性を優先した判例の姿勢には、責任主義の観点から批判が投げかけられてきた。さらに、近時では、自然人行為者を特定できないケースを射程に入れ、企業固有の性質を考慮する必要性が認められている。こうした事情をふまえれば、アメリカ合衆国の連邦レヴェルにおいて、コンプライアンス・プログラム・モデルが実際に導入される日は遠くないかもしない。

五 わが国のおきい企業（法人）処罰立法論の検討

一 わが国の立法論の新たな展開

(1) 今日的な問題の所在 今日、新しい立法を制定してまで、企業の刑事責任を問う必要があるとすれば、その主眼は、アメリカ合衆国と同様に、大規模で、複雑な組織構造を持つ企業の違法行為を適正に取り締まる点にある。

そうした目的を達成するためには、自然人を媒介として企業の刑事責任を導くアプローチに固執せず、企業固有の性質にも着目する必要がある。では、実際に刑事責任を認定する際に、自然人を媒介とせず、「システム」や「組織構造」といった法人に固有の性質を、どのように考慮していけばよいのか。この点については、すでに、わが国でもいくつかの見解が示されている。そこで、以下では、こうした見解を整理しておきたい。

(2) 企業に固有の性質から責任要素を導くアプローチ 企業固有の性質を考慮する方法として、第一に、故意・過失、違法性の意識の不存在、期待可能性の欠如といった責任要素について、法人固有の性質を考慮する見解が示されている。⁽⁸⁰⁾ そこでは、企業の責任要件を、社会的存在としての組織のありよう、その具体的な決定や活動に着目することで、自然人の場合の責任要件と実質的に同視しうるものを考えるべきとし、故意・過失の要件は、「それぞれの構成要件に該当する犯罪内容をもつ具体的行為が、組織の通常のプロセス・決定機構によって、関連情報を考慮しつつ決定されあるいは実行されたことをもって」捉えることができ、「違法性の意識の不存在については、組織内における決定過程や犯罪的活動の遂行過程における法的規範情報の欠落として」捉えることができ、「期待可能性の欠如

は、決定環境における非通常的事態の存在として」捉えることができる」とされる。

こうした見解は、自然人に還元できない企業の性質をふまえ、企業固有の帰責モデル構築の姿勢を徹底した試みといえよう。ただし、「その犯罪行為ごとの具体的な内容については、組織の犯罪行為主体性が法的認知を受け、捜査・検察実務や裁判例が積み重ねられる中で明確になつていこう」と述べられるように、それぞれの責任要件の具体的な内容については、「なお明確でない点も残つて」⁽⁸¹⁾おり、「その具体的検討はなお将来の課題である」⁽⁸²⁾といえよう。

また、「個人が結合し、個々の意思が組み合わされることによって、構成員の総和とは違つた新しい存在（単位体）が生起」し、自然人と同様の「システム」として、組織による統一的な団体意思が形成されるとして、「システム」としての法人に固有の刑事責任を問うことを主張する見解も示されている。⁽⁸³⁾

(3) 結果回避のためのシステムの整備を法人固有の義務とするアプローチ 第二に、法益侵害の発生を防止する

ためのシステムの整備を法人固有の法的義務と捉えるアプローチが示されている。たとえば、結果回避のためにシステムが構築されていてか否かを反対動機の形成可能性の有無を判断する際に、考慮する見解が示されている。⁽⁸⁴⁾この見解では、まず「法人固有の責任を認めるためには、自然人行為者に故意・過失が認められるだけではそれが代表者であつても不十分である。さらに、法人自体を当該自然人行為者とは独立に非難できなければならない。そのためには、法人として当該違反行為に出ないことができたのに、行為に出たことを非難できる必要がある」と指摘される。そして、「法人の場合は、行為者の行為を内部で監視し思ひどまらせる機序は、当該行為者の内面だけでなく、法人の組織的な犯罪防止措置にも見出すことができ」、こうした義務は、「組織全体の集合的な責任と見た方が実態に即して

いる」と説かれる。

しかし、高級管理職員はともかく、代表者が職務権限の範囲内で法人の利益のために違法行為を実行した場合に、その行為を監督し、規制するような組織制度的措置とはいがなるものであるのか、その制度を作成し運営する権限は誰がもつのか、法的な観点だけでなく、実質的な観点からも疑問が残る。代表者が違法行為を意欲的に実施したときに、法人が組織として非難可能性を否定するだけの反対動機を形成できるのか検討が必要であろう。⁽⁸⁵⁾

また、企業固有の性質を過失責任の注意義務の内容として考慮する見解がある。⁽⁸⁶⁾ この見解は、「公害その他の企業災害の場合にも、もともと、企業の生産システムに欠陥があつたために公害被害を生じたというような場合は、典型的な企業組織体自体による公害犯罪ということができるが、そればかりでなく、末端の従業者の些細なミスが直接の引き金となつた事案であつても、企業組織そのものの防災組織の欠陥がその被害の主要な加害原因であり、したがつて、この災害事犯は、法人犯罪であると認めてよい場合がある」と説く。そして、こうした法人犯罪に対しては、「法人の組織体としての活動が、その活動から生ずる危害を防止するために課せられる個々的な安全のための基準であるところの注意義務を充たしていないと判断されるときは、法人の組織活動自体の過失ということにな」り、法人の刑事責任が認められると主張される。⁽⁸⁷⁾

この見解は、客観的な注意義務の違反によって企業の過失を認定しようとするものであるといえよう。こうした注意義務の客觀化には疑問が呈せられてきたが、自然人とは異なる性質を有する企業組織体に対象を限定する限りは、一概には否定できない側面を有するものと思われる。ただし、その注意義務を企業のどのような要素から導くのかが、

この見解では詳細に述べられていないため、この点の検討を深めていく必要はあろう。

二 新しい立法における帰責モデルの提案

- (1) 企業システム過失の導入　ここで改めて考へると、代表者の意思や行為は、民法上も企業自身の意思や行為と解されており、このように代表者の責任を法人自身の責任と把握することは、学説上広く支持を得ているものと思われる。この点については、同一視原理と企業組織体責任論も一致して認めている。したがって、企業処罰のための新立法における問題は、末端の従業者が違反行為を実行したケースや違反行為者が特定できないケースについて、企業に刑法上の非難を加えることができるのか、できるとすれば、それはどのような性質の責任として把握されるべきなのかという点に帰着する。そこで、この点について検討を加えると、前述したように、法律構成上、企業に雇用されている上級管理者や末端の従業者の違反行為についてまで企業自身の行為責任を問うのは無理があると思われる。⁽⁸⁸⁾ 同一視原理の支持者からは、「実質的に、上級管理者の行為を企業自身の行為として同一視できる場合がある」との指摘が見られるが、そうした場合の多くは、より上位の代表者から明示または黙示の指示がある場合と考えられ、代表者の行為として把握することが十分可能と思われる。こうした代表者の指示もなく、上級管理者が自らの功を焦り、違法行為に手を染めた場合に、企業に行行為責任を問うことが妥当とは思われない。

さらに、そもそも企業内の個々人の能力では法益侵害を回避することが不可能なケースの中にも、企業の規模や資力から考えれば、人的な側面と組織構造面の両方に注意を払い、法令遵守のための管理システムを整備することで、

十分に回避できるものがある。このような法令遵守のための管理システムは、アメリカ合衆国の動向で紹介した「コンプライアンス・プログラム」と同種のものと把握できる。こうしたシステムの構築を、社会的実在として活動する企業に対して最低限要求される法的義務と捉えるべきではないだろうか。⁽⁸⁹⁾ コンプライアンス・プログラムの整備は、単なる自然人の集合体ではない一個の組織体として存在する企業に向けられた企業固有の義務であり、この注意義務を尽くさなかつたために従業者によって違反行為が行われ、法益侵害が発生した場合には、企業のシステム面についての監督過失責任（「企業システム過失」責任）を問うべきである。⁽⁹⁰⁾ こうした考え方は、結局は、企業と同一視可能な代表者の注意義務の内容をコンプライアンス・プログラムの実施と解することと変わらないとの指摘もあるが、個人の能力を超えた注意義務を内容としながら、代表者という自然人の過失を媒介に企業の過失を導こうとするのであれば、自然人を媒介とした意味がないだけでなく、自然人に対する過失責任にも影響が懸念されるという点で問題がある。したがって、企業の刑事責任の帰責原理は、自然人行為者（代表者）の存在を前提とした同一視原理による行為責任と企業のシステムとしての側面を考慮した「企業システム過失」としての監督責任の一本立てを前提とすることが妥当であろう。⁽⁹²⁾

六 む す び

- (1) 規定内容 これまでの検討をふまえて、最後に、企業の刑事責任に関する立法の試案を提示したい。第一に、企業の刑事責任のみに関する規定を刑法典に盛り込むべきである。現行法上、企業（法人）处罚を定めているのは、

両罰規定と三罰規定である。これらの規定は自然人業務主処罰の規定としての側面を併せもち、法令ごとに規定の文言が不統一であった。また、法人処罰が認められている犯罪と認められていない犯罪を区別する基準も不明確であった。こうした事実が、法人処罰規定の適用を複雑化させ、さまざま問題を生じさせてきたのである。⁽⁹³⁾こうした問題を回避し、あらゆる犯罪につき、企業の刑事責任を問うためには、刑法典の総則に、企業処罰の明文規定をおくことが妥当と思われる。そして、企業の刑事責任の帰責原理として、自然人行為者（代表者）の存在を前提とした同一視原理による行為責任と企業のシステムとしての側面を考慮した「企業システム過失」としての監督責任を採用する場合、企業は、次のようなときに処罰されることが規定されることになる。①企業の機関が、当該企業の業務に関連して、自らの職務の範囲内で企業の利益を図り犯罪を実行したとき。②企業の業務に関連して法益侵害が発生し、当該企業が、その法益侵害の防止に必要な法令遵守体制を実施していなかつたとき。

(2) 過失推定説 第二に、現行の両罰規定解釈にあたって採用されている過失推定説は、新しい立法においても用いられるべきである。過失推定説には、批判もなされているが、最大の問題点は、注意義務の内容が不明確なため、無過失免責が認められるケースがほとんどなく、結果責任を問うに等しい運用がなされていることにある。⁽⁹⁴⁾しかし、この問題は、コンプライアンス・プログラムを注意義務の内容としてほぼ解消される。他方、過失推定説が広く支持を集めた根拠の一つである大規模な企業組織内における監督過失の立証の困難さは、新しい立法のもとでも変わりはない。したがって、前述した企業システム過失責任を問う場合、過失推定説を採用し、企業活動に関連して法益侵害が発生したときには、企業の過失の存在が推定されるが、コンプライアンス・プログラムを適切に実施してい

た」とを立証できれば、企業は無過失免責されることにすべきだろう。他方、企業の機関による犯罪については、企業の行為責任が問われるので、無過失免責の余地はない。

(3) 自然人行為者の刑事責任 第三に、違反行為者の特定が可能な場合、個人の能力に見合う範囲で刑事責任を

問うべきである。このうち、企業のシステム過失責任を問う際には、違反行為者の行為責任とは帰責根拠が異なるため、両方の刑事責任を問うことに対する保障はないものと思われる。これに対して、同一視原理に基づき、機関の行為責任から企業の行為責任を導く際には、「企業の行為として同一視した機関の違反行為」を企業と違反行為者（機関）の両方の帰責根拠とするため、二重処罰にあたらないかが問題となろう。⁽⁹⁵⁾ たしかに、違反行為に対する刑事責任を二重に評価した結果、責任主義に反するとなれば、企業と機関の両方を処罰する」とは妥当でない。しかし、企業活動にともない実行された犯罪は、個人による場合とは比べものにならない重大な結果を招く。この重大な結果に見合う刑事责任を企業と機関が個々の能力に見合う範囲で分担するのであれば、責任主義に反するものではなく、むしろ企業の行為と機関の行為という二面的な評価が可能なケースに対する適切な対応を導くことになると思われる。

(4) 企業処罰立法の展望 企業の刑事責任に関する新しい立法を導入するには、なおも検討すべき課題が残されている。しかし、それにもかかわらず、こうした課題を克服しながら、現代社会において欠くことのできない存在である企業に、その社会的影響力に見合った責任を問う制度を構築していく必要性はきわめて大きい。こうした制度の構築によって、はじめて企業は、眞の意味で自立した「良き企業市民（good corporate citizen）」として社会に受け入れられるのではないだろうか。

わが国では、企業の刑事責任を問うことに消極的な立場がなお有力である。そうした立場からは、「企業には行政規制の方が効果的」との主張がしばしばなされる。しかし、わが国は、「護送船団方式」と揶揄された監督官庁による事前調整型の規制を軸とした社会から、規制緩和と自己責任を原則に事後のチェック型の規制を軸とする社会へとシフトしつつある。こうした社会構造の変化は、間違いなく企業犯罪対策における刑法の役割を高め、企業处罚の重要性を問い合わせことになる。その際、ここで指摘したような現行の法人处罚システムの問題を解消し、新たな課題に取り組む意義は小さくない。そこでは、「企業が犯罪を行えば、企業に責任を問う」という当たり前のことが求められるのであり、刑事责任も例外ではあり得ないといえよう。

(1) 法人处罚立法論を活発化させる契機となつたものとして、藤木英雄「これからのお『企業犯罪』追求」読売新聞一九七三年一二月三日夕刊七頁。

(2) 法務省『刑法全面改正についての検討結果とその解説』(一九七六)七四頁。

(3) 法務省刑事局法人处罚問題に関する小委員会「法人处罚のあり方」検察月報二九号(一九七六)一頁以下、飯田英男「法人处罚に関する立法上の問題点」ジュリスト六七二号(一九七八)八一頁以下、藤永幸治「法人处罚に関する立法上の諸問題」刑法雑誌二三卷一号(一九七九)二三一頁以下、宇津呂英雄「法人处罚のあり方」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系第一巻』(一九八四)一八一頁以下など参照。

(4) 両罰規定における「連動の切り離し」に関する議論および法制審議会の答申の内容については、岩橋義明「両罰規定における罰金額の連動切り離しについて」商事法務一二七〇号(一九九一)、同「財産刑をめぐる基本問題について」罪と罰二〇卷四号(一九九三)一二二頁以下、同「法人等企業に対する刑事罰の在り方」公正取引五〇一号(一九九二)八頁以下、山本和昭「両罰規定における業務主に対する罰金額と行為者に対する罰金額の連動の切り離しについて」判例時報一四〇一号

(一九九二) 三頁以下、角田正紀「両罰規定の制度見直しの動向について」NBL四九〇号(一九九二)一九頁以下参照。

(5) 現行の法人処罰規定の解釈論上の問題点については、拙稿①「両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム」同志社法学五〇卷三号(一九九九)一〇頁以下参照。また、制度上の問題点については、拙稿②「経済犯罪と法人処罰」現代刑事法三卷一〇号(一〇〇一)一〇頁以下。

(6) 板倉宏①「組織体犯罪研究の現状と展望」犯罪社会学研究一三号(一九八八)一九頁以下、同②「企業犯罪と組織体犯罪概念」法学紀要三三卷(一九九二)七頁以下、吉岡一男「企業の犯罪と責任」法学論叢一四〇卷五・六号(一九九七)七二頁以下。また、拙稿「法人の刑事責任——企業固有の性質を考慮したアプローチ——」刑法雑誌四一卷一号(一〇〇一)二六頁以下も参照。

(7) 吉岡一男・前掲注(5)論文九八頁以下、佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻』(有斐閣、一九九八)六七二頁以下。なお、拙稿①・前掲注(5)論文一四七頁以下も参照。

(8) 従来の法人処罰論には、同一視原理と企業組織体責任論の関係とは別の対立軸で、無過失責任説が有力に主張された時期があつた(瀧川幸辰『犯罪論序説』(交友堂、一九三八)一七頁以下、植松正「犯罪の主體」警察研究二一卷九号(一九五〇)六二頁など)。従業者の違反行為さえ存在すれば、ただちに法人に刑事責任を負わせるという無過失転嫁責任説を支持する見解の根拠は、主として、①両罰規定など現行法人処罰規定の最も素直で、無理のない解釈である、②法人の犯罪能力否定説から、すでに多数存在する法人処罰規定を肯定することが可能となる、③より積極的な法人処罰を実現することができるという三点であつた(つまり、法人処罰に対して消極的な立場と積極的な立場の両方が無過失転嫁説を支持していたのである)。しかし、最高裁昭和四〇年三月一六日判決が、法人事業主の処罰根拠を従業者などに対する選任・監督上の過失責任とする立場を明らかにすると、この法意との整合性を保つため、法人に無過失転嫁責任を課すにあたっては、法人と機関の関係を考慮し、従業者の違反行為について機関に監督上の過失が認められることが要件となるという説明が加えられるようになつた(福田平『行政刑法』(有斐閣、新版、一九七八)七二頁以下および一二二頁以下、棚町祥吉「業務主体の刑事责任」警察学論集二八卷三号(一九七五)二頁以下、東條伸一郎「企業犯罪と両罰規定」法律のひろば二九卷四号(一九

七六）七頁、永井敏雄「事業者処罰の法理と法人処罰の法理」警察学研究三二卷六号（一九七八）一一六頁、土本武司『過失犯の研究——現代的課題の理論と実務』（成文堂、一九八六）一五四頁以下）。近代刑法の基本原則である責任主義が支配する以上、故意・過失による行為のみが刑法上の非難の対象となり（主観的責任）、自己の犯した罪についてのみ責任を負う（個人責任）ことは、法人処罰の場合でも当然の前提となる。したがって、責任主義に反する無過失責任説は、現行刑法において採用することは不可能である。また、機関の責任を要件とする無過失責任説は、同一視原理説と実質上同じであるという評価もできよう。

- (9) 同一視原理から企業の帰責原理を導く見解として、宇津呂英雄・前掲注(3)論文一二〇頁以下、大谷實「法人処罰の在り方（二・完）」同志社法学四三卷二号（一九九一）五頁以下、松原久利「法人の刑事責任——自然人を媒介としたアプローチ——」刑法雑誌四七卷一号（二〇〇一）三九頁以下。
- (10) 京藤哲久「法人の刑事責任」松尾浩也・芝原邦爾編『内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況』（有斐閣、一九九四）一〇二頁。
- (11) 松原久利「現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題」同志社法学四二卷四号（一九九〇）一〇五頁以下。
- (12) 西田典之「団体と刑事罰」芦部信喜ほか編『岩波講座基本法2——団体』（岩波書店、一九八三）二八〇頁、京藤哲久・前掲注(10)論文一二〇五頁。
- (13) 飯田英男・前掲注(3)論文八四頁、藤永幸治・前掲注(3)論文一三七頁。
- (14) 飯田英男・前掲注(3)論文八五頁、藤永幸治・前掲注(3)論文一三八頁。
- (15) 大谷實・前掲注(9)論文八頁以下。
- (16) 宇津呂英雄・前掲注(3)論文一二三頁、大谷實・前掲注(9)論文一〇頁、芝原邦爾「不法収益の剥奪と法人処罰の強化」法律時報六三卷一二号（一九九一）一〇五頁。
- (17) 飯田英男・前掲注(3)論文八三頁、西田典之・前掲注(12)論文二八〇頁、中森喜彦「法人の刑事责任」Law School五一号（一九八二）三七頁、垣口克彦「法人処罰の問題性」阪南論集社会科学編三三卷三号（一九八七）一二頁、大谷實・前掲

注(9)論文六頁、松原久利・前掲注(11)論文一〇八頁。

(18) 京藤哲久・前掲注(10)論文一〇一頁以下。

(19) 板倉宏「企業体と刑事責任」『企業犯罪の理論と現実』(有斐閣、一九七五) 一一〇頁以下、同・前掲注(6)②論文七頁以下、同『刑法総論』(一九九四) 九五頁以下などを参照。

(20) 井誠「法人处罚における法人の行為と過失」刑法雑誌1111卷1・1号(一九七九) 一五二頁以下、西田典之・前掲注(12)論文一七八頁以下、大谷實「法人处罚の在り方(1)」同志社法学四二卷1号(一九九一) 一五頁以下。

(21) 京藤哲久・前掲注(10)論文九五頁以下。

(22) 連邦レギュルと州レギュルに分けてアメリカ合衆国の法人处罚の動向を整理したものを、拙稿①「企業犯罪論の現状と展望(1)」同志社法学四七卷四号(一九九五) 110六頁以下を参照。またアメリカ合衆国の法人处罚について紹介した邦語文献として、拙稿②「企業殺人(corporate homicide)と企業の刑事责任」同志社法学四九卷四号(一九九八) 七四頁注(2)に掲げた文献を参照。

(23) New York Central & Hudson River Railroad Co. v. United States, 212 U. S. 481 (1909).

(24) アメリカ合衆国において、企業の刑事责任が認定される犯罪類型について、殺人罪を素材として検討を加えたものとして、拙稿②・前掲注(22)論文七一頁以下。

(25) Magnolia Motor and Logging Co. v. United States, 264 F. 2d 950, 953 (9th Cir. 1959), cert. denied, 361 U. S. 815 (1959); American Medical Ass'n v. United States, 130 F. 2d 233, 253 (D. C. Cir. 1942), aff'd, 317 U. S. 519 (1943); United States v. General Motors Corp., 121 F. 2d 376, 411 (7th Cir. 1941), cert. denied. 314 U. S. 613 (1941). Developments in the Law, *Corporate Crime: Regulating Corporate Behavior through Criminal Sanctions*, 92 HARV. L. REV. 1129, at 1250 (1979); Eliezer Lederman, *Criminal Law, Perpetrator and Corporation: Rethinking a Complex Triangle*, 76 J. CRIM. L. & CRIM. NOL. 285, 290 (1985). ただし、自然人やその代理人が法人の両方を起訴された場合、もとの起訴書が法人のみを有罪とするのか否か明確でない。判例の中でも、「陪審が、いかにしてかくらべの自然人の被告人を無罪とした場合

のか解釈であつた」ことの裁判官の見解がみあわぬ。United States v. General Motors Corp., 121 F. 2d 411 (7th Cir. 1941).

- (26) United States v. American Stevedores, Inc., 310 F. 2d 47, 48 (2d Cir. 1962).

(27) Development in the Law, *supra* note 25, at 1248; Lederman, *supra* note 25, at 305.

(28) Developments in the Law, *supra* note 25, at 1248.

(29) Inland Freight Lines v. United States, 191 F. 2d 313, 315 (10th Cir. 1951).

(30) Anthony Ragozino, *Replacing the Collective knowledge Doctrine with a Better Theory for Establishing Corporate Mens Rea: The Duty Stratification Approach*, 24 SW. U. L. REV. 423, 429 (1995).

(31) United States v. T. I. M. E.-D. C., Inc., 381 F. Supp. 730, 738 (W. D. Va. 1974).

(32) United States v. Bank of New England, N. A., 821 F. 2d 844 (1st Cir. 1987) *cert. denied*, 484 U.S. 943, 108 S. Ct. 328, 98 L. Ed. 2d 356 (1987).

(33) *Id.* at 856. ELLEN S. PODGOR, WHITE COLLAR CRIME IN A NUTSHELL 27-29 (2d ed., 1997).

(34) 821 F. 2d 844, 855. 『*たゞ、集団的組織による、個々の組織員による、組織的犯罪の実行のための構成員たる者、組織の運営に従事する者、組織の運営に従事する者、組織の運営に従事する者*』。 191 F. 2d 313, 315; United States v. Sawyer Transport Inc., 337 F. Supp. 29, 30 (D. Minn. 1971); People v. American Medical Centers of Michigan, Ltd., 110 Mich. App. 135, 324 N. W. 2d 782, *cert. denied*, 104 S. Ct. 529 (1982). Lederman, *supra* note 25, at 305.

(35) Lederman, *supra* note 25, at 317.

(36) *Id.* at 307.

(37) *Id.* at 306.

(38) Janis M. Berry, *Defense of Business, Individual Officers and Employees in Corporate Criminal Investigations*, PUB. CON-

- (39) Lederman, *supra* note 25, at 305-306. 之、アメリカ連邦裁は、このアプローチを支持してゐるが如く。逆に、このアプローチは未だ例が少ないので、佐藤雅美「英米における法人処罰の法理（II）」阪大法学一四七号（一九八八）一〇五頁参照。
- (40) Ragozino, *supra* note 30, at 439-41.

- (41) 企業固有の性質を考慮した新しい帰責モデルについては、青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」産大法学一一〇卷一一・四四（一九九七）一頁以下詳しく述べ。

- (42) Developments in the Law, *supra* note 25, at 1253.
- (43) *Id.* at 1257-58.

- (44) *Id.*

- (45) 予防的企業過誤モデルを支持する見解として、Larry May, *Vicarious Agency and Corporate Responsibility*, 43 PHIL. STUD. 69, 78 (1983).

- (46) Brent Fisse, *Restructure Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault and Sanctions*, 56 S. CAL. L. REV. 1141, 1191 (1983).

- (47) *Id.* at 1190 and 1198.

- (48) *Id.* at 1200.

- (49) *Id.* at 1196.

- (50) ANDREW ASHWORTH, PRINCIPLES OF CRIMINAL LAW 122 (3d ed., 1999).

- (51) William S. Laufer, *Corporate Bodies and Guilty Minds*, 43 EMORY L. J. 647, 671 (1994).

- (52) See, Pamela A. Bucy, *Corporate Ethos: A Standard for Imposing Corporate Criminal Liability*, 75 MINN. L. REV. 1095, 1161-62 (1991).

- (53) *Id.*

- (54) *Id.* at 1182.
- (55) *Id.* at 1182-83.
- (56) *Id.* at 1123-24 and 1182.
- (57) *Id.* at 1129.
- (58) Ragozino, *supra* note 30, at 443-44.
- (59) Laufer, *supra* note 51, at 689-74.
- (60) *Id.* at 686-89.
- (61) *Id.* at 699-702.
- (62) *Id.* at 702-05.
- (63) *Id.* at 715-24.
- (64) *Id.* at 712-15.
- (65) Ann Foerschler, *Corporate Criminal Intent: Toward a Better Understanding of Corporate Misconduct*, 78 CAL. L. REV. 1287, 1289 (1990).
- (66) *Id.* at 1290-91 and 1298-99.
- (67) *Id.* at 1306-1311.
- (68) *Id.* at 1299-1303.
- (69) Ragozino, *supra* note 30, at 444.
- (70) C. J. Walsh and A. Pyrich, *Corporate Compliance Programs as a Defense to Criminal Liability: Can a Corporation Save Its Soul?*, 47 RUTGERS L. REV. 605, 645 (1995).
- (71) パラボラ・マックス・クロックの説明¹⁾、摘要①・前掲注(5)譜文六〇頁以下。
- (72) Walsh & Pyrich, *supra* note 70, at 677.

- (73) *Id.* at 678-81.
- (74) ハドウ・トロカーヴ・サル・カルヌ支那の記録による、Ragozino, *supra* note 30, at 449-72. See also, RICHARD GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING § 6.1-6.7 (1994).
- (75) ハドウ・トロカーヴ・サル・カルヌの法人の刑事责任の関係によるもの、脚注①・前掲注(1)の脚注11〇頁以下。
- (76) United States v. Willi Beusch and Deak & Company of California, Inc., 596 F. 2d 871 (9th Cir. 1979); United States v. Basic Construction Co. 711F. 2d 570 (4th Cir.) cert. denied, 464 U. S. 956 (1983).
- (77) Antitrust Division, U. S. Dep't of Justice, *Corporate Leniency Policy* (Aug. 10, 1993), 328 Trade Reg. 20, 649-21, at ¶ 13, 113 (1994).
- (78) U. S. DEPT OF JUSTICE, FACTORS IN DECISIONS ON CRIMINAL PROSECUTIONS FOR ENVIRONMENTAL VIOLATIONS IN THE CONTEXT OF SIGNIFICANT VOLUNTARY COMPLIANCE OR DISCLOSURE EFFORTS BY THE VIOLATOR, reprinted in 21 ENVT'L. L. REP. (ENVTL. L. INST.) 35, 399 (July 1, 1991) and CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 879, 879-895 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997). See also, Steven M. Morgan & Allison K. Obermann, *Perils of the Profession: Responsible Corporate Officer Doctrine May Facilitate a Dramatic Increase in Criminal Prosecutions of Environmental Offenders*, 45 SW. L. J. 1199, 1215 (1991).
- (79) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, U. S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL § 8 C 2.5 (f) (1998).
- (80) ハドウ・トロカーヴ・サル・カルヌ(6)の脚注11〇頁以下。
- (81) 佐伯仁志・前掲注(7)の脚注11〇頁以下、今井猛嘉「法人处罚」法学教室1160中(1100) 117頁以下。
- (82) 吉田一男・前掲注(6)の脚注11〇頁以下。
- (83) 松村格「企業法人の犯罪主体性」法学講集60中(1100) 117頁以下。
- (84) 佐伯仁志・前掲注(7)の脚注11〇頁以下。
- (85) ハドウ・トロカーヴ・サル・カルヌの実施を罰金刑の軽減事由として、アメリカ合衆国組織体に対する量刑ガイドライン

は、たとえ企業が形式上適正なコンプライアンス・プログラムを実施していても、代表者が違法行為に関与した場合には、罰金額の軽減を認めない。これは、代表者の関与が、実質的にはコンプライアンス体制がないことを表しているとともに、監視する側の代表者（取締役）にはコンプライアンス・プログラムの効果は及ばないことによる。

(86) 藤木英雄「法人に刑事責任はあるうるか」季刊現代経済一四号（一九七四）一七〇頁。こうした主張は、主として立法論を念頭におかれたうえでのものだったと思われるが、藤木博士は、さらに両罰規定の解釈についても、法人に無過失免責が認められる条件として、「一般論としては、従業者の違反行為が生じないよう企業のシステムとしての防止体制が十分に整備されていること、および、その防止体制の具体的活動が、手抜かりなく行われていることの二つの要件が満たされていれば、法人が法人自体として尽くすべき注意義務を全うしたといってよい」との見解を明らかにされ、その具体例として、公害罪については、「保安設備たとえば事故の警報装置が十分に維持管理されており、警報が出たとき担当者のとるべき処置について合理的なルールが定められ、かつ必要な訓練を励行している等の事情があれば、無過失と認めることができる」と言及されていた（藤木英雄『行政刑法』〔一九七六〕五一頁）。

(87) 法人固有の注意義務の内容をコンプライアンス・プログラムの適性な運用として、同様の方向性を主張するものとして、拙稿・前掲注(5)論文一頁以下。

(88) 京藤哲久・前掲注(10)論文一〇二頁。

(89) 藤木英雄・前掲注(86)論文一七〇頁、田中利幸「企業体の刑事責任」西原春夫ほか編『判例刑法研究1』（有斐閣、一九

八〇）二〇五頁、林幹人『刑法総論』八九頁以下。

(90) 基本的には、企業による法令遵守に向けた努力が企業固有の注意義務の内容として認められるためには、企業全体でのコンプライアンス・プログラムの実施が必要であり、企業内的一部門の努力は、コンプライアンス・プログラムとは呼ばない。ただし、カンパニー制や事業部制を引いている企業では、企業全体の代表者（代表取締役など）の意向とは関係なく、各カンパニーや事業部など独立性の高い企業内組織ごとにこうしたプログラムを実施することは現実にあり得る。こうした場合については、組織の独立性やプログラムの内容など実質的に考察して、当該犯罪の防止について企業としては注意義務を尽

くしていたと解しうる余地が残る。こうした場合に、企業の無過失免責を認めるには、各組織の代表者（各カンパニー担当取締役や事業部長など）の支持が必須条件であるが、これは組織としてコンプライアンス体制の確保に努めていることを示すための客観的な要件であり、企業の主觀面と同一視するための主觀的な要件ではない。

- (91) 松原久利・前掲注(9)論文三九頁以下、伊東研祐「組織体刑事責任論」『田宮祐博士追悼論文集上巻』（信山社、二〇〇一）一九頁以下、神例康博「法人处罚における過失責任法理の限界⁽²⁾」松山大学論集二三卷三号（二〇〇一）一頁以下。
- (92) 拙稿「企業の刑事責任」刑法雑誌四一卷二号（二〇〇二）参照。

- (93) 拙稿②・前掲注(5)論文四一頁。
- (94) 拙稿①・前掲注(5)論文三五頁以下。

- (95) 浅田和茂「両罰規定における罰金額連動の切り離しについて」自由と正義四五卷一号（一九九四）四〇頁、神例康博「企業の刑事責任に関する法理について」刑法雑誌三六卷二号（一九九七）二八五頁。